

令和 4 管理年度 T A C（漁獲可能量）設定に関する意見交換会 （さんま）の開催について

1 趣旨

我が国の水産資源の管理については、漁業許可や漁法制限等の管理方策に加え、平成 9 年から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、主要魚種について T A C（漁獲可能量）制度を実施してきた。令和 2 年 12 月に施行された改正漁業法では、資源管理は T A C による管理を行うことを基本とすると規定され、従来の T A C 管理対象資源については令和 3 管理年度から、同法の下での管理に順次移行された。

毎年の T A C の設定は、改正漁業法に基づき、予め水産政策審議会の意見を聴いて行うこととされており、その資料等は公開しているところであるが、事前に、漁業者、加工流通業者など関心を有する者の自由参加の下、公開で意見を聴く機会を設ける。

2 開催方法

（1）開催時期

水産政策審議会（資源管理分科会）への T A C 案諮問の時期等を勘案しつつ、これに先だって開催する。

（2）開催場所

東京（別途 Web によるオンライン参加あり）

（3）内容

令和 4 管理年度の T A C 数量の考え方等について、意見交換を行う。